

通達甲（地．総．機）第3号

平成28年9月1日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

警視庁航空隊の運営等に関する規程の運用について

このたび、警視庁航空隊の運営等に関する規程（平成5年4月1日訓令甲第12号）の全部が改正され、平成28年9月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

おって、警視庁航空隊の運営等に関する規程の制定について（平成5年4月1日通達甲（地．総．機）第1号）は、廃止する。

記

#### 第1 任務（第4条）

航空隊は、次により、警視庁航空隊の運営等に関する規程（平成28年9月1日訓令甲第22号。以下「規程」という。）第4条各号に規定する活動に従事するものとする。

##### 1 警ら

航空機の特長、管内の犯罪発生状況等を考慮して、その都度、情勢に応じた警ら活動を行うとともに、通信指令本部と緊密な連携を図り、緊急配備事案等の初動警察活動に当たること。

##### 2 遭難者の捜索救助

山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は行方不明者の捜索のために行う活動に当たること。

##### 3 関係部門と連携した警察活動

警衛、警護、雑踏警備等の警戒警備活動、交通警察活動及び捜査部門における被疑者等の検索、追跡、行動確認等の支援に当たること。

##### 4 大規模災害等発生時における警察活動

- (1) 大規模災害等発生時には、ヘリコプターテレビシステム（以下「ヘリテレ」という。）を活用するとともに、航空機の高速度機動性等を發揮して、迅速に被災実態の情報伝達及び

地上の部隊が行う救援救助活動その他の災害警察活動の支援を行うこと。

- (2) 大規模災害等発生時において、道府県警察から派遣要請を受けた場合は、大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について(平成23年12月20日警察庁丙地発第83号)に基づき広域警察航空隊として広域的運用に従事すること。

#### 5 テロリズム事案発生時における警察活動

テロリズム事案発生時においては、次に掲げる活動に従事すること。

- (1) 現場付近におけるヘリテレ、赤外線カメラ等を活用した上空からの情報収集、伝達活動等
- (2) 特殊部隊の人員搬送及び装備資器材等の物資輸送並びに情報収集の支援

### 第2 警ら用無線自動車等との連携等 (第5条)

事件、事故等の広域化及びスピード化に対応した効率的な運用を図るため、事件、事故等が発生した場合には、警ら用無線自動車、警察用船舶等と緊密な連携をとり、上空からの迅速な捜索、追跡、検挙等に努めるものとする。

### 第3 副隊長 (第7条)

隊長は、副隊長が複数置かれている場合は、江東飛行センター及び立川飛行センターにそれぞれ副隊長を配置することができる。

### 第4 編成等 (第10条及び第12条)

隊長は、立川飛行センターに特務係員を配置することができる。この場合、当該特務係員は、担当事務のほか、立川飛行センターに係る庶務係及び会計係の分掌事務を担当するものとする。

### 第5 宿直 (第19条)

宿直勤務は、江東飛行センター及び立川飛行センターでそれぞれ行うものとし、江東飛行センターに宿直責任者を置くとともに、突発事案等に備え、航空機を運航することができる要員を、原則として江東飛行センターに配置する。

### 第6 航空業務計画 (第22条)

隊長は、航空業務計画を策定し、地域部長の承認を受けるものとする。

### 第7 実施計画 (第23条)

運航責任者は、各班長又は各係長に規程第23条に規定する計画を作成させることができる。

### 第8 機長の指定 (第24条)

機長には、操縦士の資格を有する者のうちから飛行目的、行動区域の地形、操縦経験、技量等を勘案して指定するものとする。

### 第9 飛行計画等の承認等 (第26条)

航空機の飛行計画は、運航責任者の審査を受けた後、隊長の承認を受けるものとする。

#### 第10 所属長からの要請（第30条）

- 1 「自所属の警察職員等」とは、当該所属の警察職員のほか、所属長が搭乗を要請した他所属の警察職員及び警察職員以外の者をいう。
- 2 警察職員等の搭乗の要請は別記様式第1号の「航空機搭乗要請書」を、航空機の派遣の要請は別記様式第2号の「航空機派遣要請書」を作成し、搭乗又は派遣の7日前までに航空隊運航企画係に送付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他適宜の方法により行うことができる。
- 3 所属長は、航空機搭乗要請書を送付する際には、搭乗者の名簿を添付するものとする。

#### 第11 道府県公安委員会からの援助の要求（第35条）

- 1 事案の内容から、直ちに派遣を行う必要があり、東京都公安委員会の承認を得ることができない場合は、事後速やかに東京都公安委員会へ報告するものとする。
- 2 大規模災害等発生時において、航空隊に対して、地域総務課機動警ら係を通じて道府県公安委員会から援助の要求があった旨の連絡があった場合は、派遣期間の長期化等に備え、派遣機1機に、操縦士及び整備士をそれぞれ2名以上並びに特務係員を帯同するものとし、数日分の食糧、飲料水、寝袋等の自活用品の持参に努めること。

#### 第12 故障時等の措置（第37条）

- 1 機長は、飛行を継続すると事故につながるおそれがあると判断した場合は、付近の飛行場、場外離着陸場、空き地その他の安全な場所への着陸（以下「予防着陸」という。）を行い、事故の防止を図らなければならない。
- 2 機長は、不時着した場合又は予防着陸をしようとする場合若しくは予防着陸をした場合は、無線通信その他適宜の方法により、その状況、再飛行予定等について最寄りの管制機関への通報及び通信指令本部長への連絡を行うとともに、隊長に報告した後、地域部長に報告しなければならない。
- 3 前2に規定する場合の報告事項は、次のとおりとする。
  - (1) 機長の氏名並びに航空機の国籍及び登録記号
  - (2) 不時着又は予防着陸の日時
  - (3) 乗務員及び機体の状況
  - (4) 第三者に与えた損害の有無及び状況
  - (5) 連絡のために使用できる電話番号
  - (6) その他必要事項

4 通信指令本部長は、航空機から前記2の規定により連絡を受けた場合は、不時着又は予防着陸に係る場所を管轄する警察署に連絡する等の必要な措置を講じ、その内容を地域部長に報告しなければならない。

#### 第13 普通整備等（第42条から第44条まで）

普通整備、定期整備及び特別整備は、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号）、規程及び隊長が定める実施要領に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）等の関連法令を遵守して行わなければならない。

#### 第14 定期検査（第45条）

隊長は、別に定める検査表に従って、6月ごとに検査を実施し、地域部長に書面で報告しなければならない。

#### 第15 飛行センター等の保守管理（第46条）

隊長は、警視庁本部屋上ヘリポートについては、航空法施行規則で定める設置基準に適合するよう維持管理するとともに、定期的に点検を実施しなければならない。



